

出生 → 未就学児期 → 学齢期 → 成人期

保育・教育



市立保育所・幼
保連携型認定
こども園一覧



民間保育園・認
定こども園・幼
稚園一覧

保育園 こども園 幼稚園

小学校 中学校 高校
特別支援学校

大学 専門学校

障害福祉



東大阪市指定障害福祉
サービス事業一覧

計画相談支援

居宅介護（ホームヘルプサービス） 通院介助 身体介助

居宅訪問型児童発達支援

重度訪問介護

児童発達支援

放課後等デイサービス

療養介護（生活介護）

保育所等訪問支援

就労移行・定着支援 自立訓練



東大阪市指定障害児
通所事業一覧

短期入所（医療型短期入所）

移動支援（ガイドヘルプ）

その他

こんにちは赤ちゃん訪問事業 乳幼児健康診査

ワンコイン生活サポート

府立学校医療的ケア通学支援



家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）



手続き関係

医療保険サービスの利用申請、
福祉サービスの利用申請ができます
→詳細は裏面をご覧ください

身体障害者手帳の申請・交付、
療育手帳の申請・交付
→問い合わせ：福祉事務所

就学前教育相談
→各学校、支援学校



東大阪市マスコットキャラクター
トライくん

相談窓口一覧

病院

保健センター

はぐくむ
こどもセンター

福祉事務所
（高齢・障害福祉係）

医療的ケア児等
コーディネーター

はばたき園
相談室

計画相談

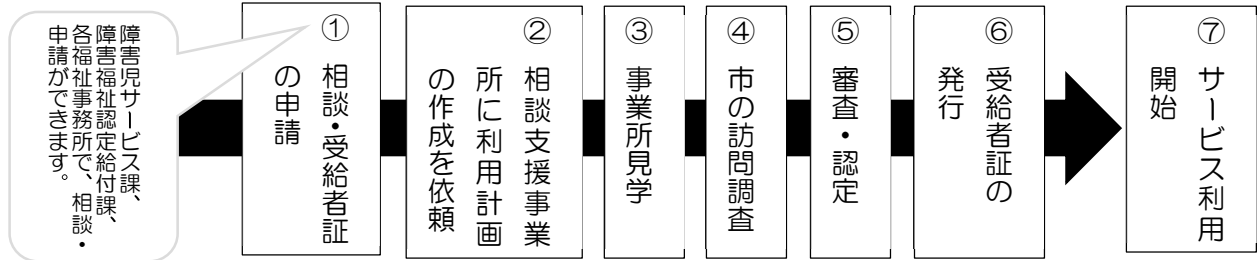
委託相談支援センター
基幹相談支援センター
就業・生活支援センター

大阪府障がい者自立相
談支援センター

医療のサービス	訪問診療	訪問歯科	訪問看護	訪問リハビリテーション	在宅患者訪問薬剤管理指導
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に医療が必要な状態で通院が困難な方を対象に、訪問診療に対応している診療所や病院から医師が自宅等を訪問し、診療や治療を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医師や歯科衛生士が自宅を訪問。在宅等での療養を行っており、通院による歯科治療が困難な方を対象に、歯科治療をはじめ、口腔ケアや飲み込みのリハビリを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師等が自宅等を訪問。居宅において継続して療養を受ける状態にある方を対象に、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> リハビリスタッフが自宅等を訪問。通院が困難な方を対象に、主治医の指示のもと、身体の機能を維持・改善したり、食事や排せつなど日常生活動作の助言、食べる・飲み込むなどの訓練を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での療養を行っている方であって通院が困難な方を対象に、処方医の指示に基づき、作成した薬学的管理指導計画に基づき自宅等を訪問し、薬歴管理、服薬指導、服薬支援などを行います。

福祉のサービスの一例	計画相談支援	居宅介護	居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	短期入所
	<ul style="list-style-type: none"> 利用する福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成します。定期的にお子さんの状態を聞き取り、計画の見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴、排せつ、食事の介護など自宅での生活全般にわたる援助を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援等を受けるために、外出することが難しい重度の心身障害があるお子さんに対して、自宅を訪問し、生活する力の向上のために必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 未就学のお子さんに対して、生活する力の向上や集団での適応等への必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活する力の向上のための支援を行う、小学生から高校卒業までのお子さんを対象としたサービスです。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校園、支援学校など集団の場を訪問し、当該のお子さんが集団生活に適應していくための専門的な支援、その他必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のあるお子さんや大人を介護しているご家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

福祉のサービスを利用するためには、受給者証が必要です。
受給者証申請の流れは右の通りです



障害児サービス課、障害福祉認定給付課、各福祉事務所、相談申請ができます。

医療費等の手続き申請窓口はこちら

保健センター 東：TEL:072-982-2603 中：TEL:072-965-6411 西：TEL:06-6788-0085	医療助成課 TEL:06-4309-3166	福祉事務所 東：TEL:072-988-6628 (高齢・障害福祉係) 中：TEL:072-960-9285 (高齢・障害福祉係) 西：TEL:06-6784-7980 (福祉課高齢・障害福祉係)	国民年金課 TEL:06-4309-3165	税制課軽自動車税係 TEL:06-4309-3134	中河内府税事務所 TEL:06-6789-1221
指定難病医療費助成、未熟児養育医療費、小児慢性特定疾患医療費、育成医療費	子ども医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成	日常生活用具・補装具費等の申請、障害児福祉手当、重度障害者在宅生活応援制度、障害者扶養共済制度、自立支援医療費（更生医療）（18歳以上）	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害基礎年金、年金生活者支援給付金	軽自動車税の減免	普通自動車税の減免

※お子さんの状態やご家庭の所得状況によって、手続き申請が異なる場合や制限がある場合がございます。詳しくは、各窓口へご相談ください。

